

<b>議題</b>	<b>テーマ提言について</b>
<b>項目</b>	<b>今回の企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 2</b>
	<b>上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて</b>

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、今回の企業会計基準諮問会議において受け付けた新規テーマの提案である「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて」をお示しするとともに、企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）の分析及び対応案をお示しすることを目的としている。なお、別紙に関連する現行の会計処理をまとめている。

## II. テーマ提案書

提案者:一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会

<会計基準レベル>

(テーマ)

上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて

(提案理由)

日本においては、非上場株式を公正価値で評価しているVCファンドは一部に留まるが、国際的には、公正価値による評価が、企業の現状及び将来性について合理的な分析を行うための手段であるとして、広く利用されている。

他方、日本においては、VCファンドの評価や監査の実務の蓄積が少なく、出資する上場企業等も非上場株式に係る会計基準（下図参照）に沿って取得原価に減損等を勘案した評価を求めるという実態がある（IFRSや米国会計基準では、FVPLやFVOCIでの測定が求められている）。

商品種類	日本基準	IFRS	米国会計基準
上場株式	売買目的有価証券： FVPL	FVPL（ただし、売 買目的保有でない場 合、FVOCI（リサイ クリングなし）を選 択することも可能）	FVPL
	その他有価証券： FVOCI（リサイクリン グあり）		
非上場株式	その他有価証券： 取得原価	上場株式と同様	FVPL（ただし、取 得原価から減損損 失）

			失を控除し、一定の調整をする処理を選択することも可能)
--	--	--	-----------------------------

(出所) 企業会計基準委員会、「[金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」の公表](#)（別紙）、平成30年8月30日

こうした中、VCファンドの評価や監査の実務の蓄積に関しては、より多くの監査法人及び公認会計士が公正価値評価を行うVCファンドの監査を円滑に行えるよう、監査手続のポイント等を共有する観点から、日本公認会計士協会からVCファンドの監査に関する実務指針の改正が公表されたところである（※1）。

（※1）日本公認会計士協会、「[業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について](#)」の公表について、令和5年5月24日

近年では、ファンド（主にVCファンド）に非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの金融商品の公正価値評価は、その財務諸表の透明性を向上させ、投資家に対して有用な情報を開示及び提供すると考えられる<sup>1</sup>。しかしながら、現状これらの金融商品に関して、上場企業等が保有するファンドについては、非上場株式に係る国内会計基準に沿って取得原価に減損等を勘案して評価することとなっており、こうしたことがVCファンドの公正価値評価の普及を妨げる要因になっている。

（※2）実際に、[JVCAが令和4年5月にPreqin社と合同で実施した調査](#)によれば、調査対象となったVC（49社、150ファンド）のうち、公正価値評価を実施している割合は金額ベースで36%、ファンド数ベースで17%に留まっている。

<sup>1</sup> [金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理](#)（令和4年12月21日公表）では、VCファンドでの公正価値評価が普及した場合に期待され得る効果として、「適切な企業価値評価を通じて非上場株式等のパフォーマンスが評価され、投資先管理や投資先の企業価値向上に向けた取組みに活用されれば、経済全体の成長につながっていく」ことや、「国内外の機関投資家からより多くの成長資金がVCファンド等に供給されること」にも言及がなされている。

#### （具体的な内容）

上述の状況から、上場企業等が保有するファンド（主にVCファンド）の出資持分に関して、公正価値評価を含む会計処理の取扱いのあり方をご検討頂きたい。その際には、公正価値評価の普及による財務諸表の透明性の向上や投資家への情報提供の充実の観点から、上場企業等が保有するファンド（主にVCファンド）に非上場株式を組み入れた金融商品について、取得原価に減損等を勘案した評価を求めている現在の会計基準を見

直すことの必要性についても、あわせてご検討を頂きたい（※3）。

（※3）戦略投資や持合株式など、（保有するファンドに組み入れられたものではない）非上場株式については、今回の検討テーマ提案の対象には含まれていない。

なお、当協会内での検討においては、以下のような意見があつたため、ご参考までにお知らせする。当然ながら、当協会として、以下の整理に拘るものでは全くない。

- ✓ 投資信託会社が、保有する投資信託に組み入れられた非上場株式は時価評価をしている一方で、投資信託会社が自身のB/Sで保有している非上場株式は取得原価評価としている。その論拠は、投資信託に組み入れられた非上場株式は、時価の値上がりを目的としたものであるため、時価評価が適当と判断されていることと承知している（企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」、p. 24の49-4）。
- ✓ これに照らせば、本件でも同様の取扱いが可能ではないか。すなわち、事業会社がVCにファンドの形態で出資するケースにおいて、事業会社が保有する出資分の非上場株式を時価評価とすることが可能ではないか。なぜならば、投資信託会社が保有する非上場株式についての整理と同様、値上がりを目的としたものであるため（なお、持合株式等はこの目的に該当しないと考えられる）。

### III. 事務局の分析及び提案

#### （テーマ提案の内容）

2. 本件の提案書には、次の2つの提案が含まれると考えられる。

(1) 上場企業等のVCファンドへの投資について、時価をもって貸借対照表価額とすることを検討すること。

(2) 上場企業等が投資するVCファンドの構成資産である市場価格のない株式について、時価で評価することを検討すること

(2)の提案は具体的に示されていないが、（具体的な内容）の「なお」以降の比較から推察される。

3. 前項(1)について、VCファンドが組合等の場合、現行の処理は別紙A3項のとおりであり、VCファンドへの投資に係る貸借対照表価額は主に構成資産の評価額の積上げである。このため、当該投資は時価をもって貸借対照表価額とされない点で提案と違いがある。

また、前項(2)について、VCファンドが投資事業有限責任組合を含む組合等の場合、

当該 VC ファンドの構成資産である市場価格のない株式について、現行の処理は別紙 A2 項のとおりであり、取得原価（及び一定の場合に相当の減額が行われる）で評価される。このため、当該株式は時価で評価されない点で提案と違いがある。

#### (テーマ提案の分析)

4. 本件は提案者から会計基準レベルのテーマとして提出されている。会計基準レベルのテーマについて、企業会計基準委員会に新規テーマとして提言するか否かについて次が考慮要因とされている。
  - (1) 広範な影響があるか。
  - (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
  - (3) 企業会計基準委員会が取り扱うべき内容か（他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか）。
  - (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
  - (5) 適時に会計基準の開発が可能か。
5. 以下、各考慮要因に沿って事務局の分析を示す。

#### 広範な影響があるか

6. VC ファンドへの投資を有する企業は相応にあるものの、全体としては広範な影響があるとまでは言えない可能性がある。

#### 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか

7. 利用者に関しては、提案によって提供される情報へのニーズは一定程度あると考えられる。また、作成者に関しては、変更のニーズがある作成者とそうでない作成者がいると考えられる。監査人のニーズは不明である。

#### 企業会計基準委員会が取り扱うべき内容か（他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか）

8. 本件は VC ファンドへの投資及び市場価格のない株式の会計処理の検討を提案するものであり、企業会計基準委員会で扱うべき内容と考えられる。

#### 現行の会計基準の改善が見込まれるか

9. 提案書のとおり、国際的な会計基準と日本基準との間で一定の差異がある領域であり、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに寄与する可能性があると考えられる。

適時に会計基準の開発が可能か

10. 適時に会計基準の開発が可能かどうかは、検討の対象範囲と内容に左右されると考えられる。

(個々の考慮要因の分析を踏まえた事務局の提案)

11. 会計基準レベルのテーマに関しては、企業会計基準諮問会議の運営に関する要領（以下「運営要領」という。）において次のとおり進めることとされている。

(企業会計基準諮問会議の運営に関する要領)

第6条 前条第2項(1)に定める会計基準レベルのテーマについて、企業会計基準諮問会議の事務局は、テーマ担当委員と検討を行い、検討結果を対応案として企業会計基準諮問会議の委員に提示する。

2 企業会計基準諮問会議において、企業会計基準諮問会議の事務局が提示した対応案について審議を行う。

12. また、実務対応レベルのテーマに関しては、運営要領において次のとおり進めることとされている。

(企業会計基準諮問会議の運営に関する要領)

第7条 第5条第2項(2)に定める実務対応レベルのテーマについては、必要に応じて、企業会計基準諮問会議は実務対応専門委員会等に会計基準の開発の実行可能性、必要性等についてテーマ評価等の依頼を行う。

2 企業会計基準諮問会議の事務局は、実務対応専門委員会等のテーマ評価等も踏まえ、テーマ担当委員と検討を行い、検討結果を対応案として企業会計基準諮問会議に提示する。

3 企業会計基準諮問会議において、企業会計基準諮問会議の事務局が提示した対応案について審議を行う。

13. 本件については提案者から会計基準レベルのテーマとして提案されている。しかし、本件の検討にはファンドに関する実務の知見が必要であると考えられ、また、現在、企業

会計基準委員会で進めている予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討では関連する分類及び測定についても同時並行的に整理するとされており、それらの整理への関連も考慮する必要があると考えられる。このため、実務対応レベルのテーマと同様に、運営要領第7条第1項のとおり、本件の会計基準の開発の実行可能性、必要性等についてテーマ評価を依頼することが適切と考えられ、課題の専門性も考慮し、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼することが考えられる。

**ディスカッション・ポイント**

テーマ提案についての事務局の本資料第4項から第10項の分析及び前項の提案について、ご意見を伺いたい。

以上

## 別紙

## 関連する現行の会計処理の概要

A1. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、会計基準の対象に有価証券を含め、「有価証券」を次のように説明している。

## (注1-2) 有価証券の範囲について

有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。

本件に関連して、金融商品取引法では「有価証券」に次を含めている（同法第2条）

## 第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

(中 略)

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

(中 略)

2 (中 略)、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

(中 略)

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益

の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

（後 略）

A2. 金融商品会計基準では、提案者が示すように、有価証券を次の保有目的で分類し、それに応じて会計処理することとしている。

- (1) 売買目的有価証券
- (2) 満期保有目的の債券
- (3) 子会社株式及び関連会社株式
- (4) その他有価証券

このうち、時価をもって貸借対照表価額とされるのは(1)及び(4)であり、(1)については評価差額を当期の純損益とし、(4)については税効果額を考慮したうえで、会計方針に応じた2つの方法の選択（評価差額をその他の包括利益とする方法又は評価差損のみ当期の純損失とする方法）が認められている（金融商品会計基準第15項から第18項）。また、市場価格のない株式等については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされ、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に相当の減額をなし、評価差額を当期の純損失とするとされている（金融商品会計基準第19項及び第21項）。

A3. また、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では金融商品会計基準を実務に適用する場合の指針が示されている。この中で、任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等<sup>1</sup>（以下「組合等」という。）への出資については、それが商品ファンドへの出資である場合を除いて、その構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とするとされている（金融商品実務指針第132項なお書き）。このため、構成資産が市場価格のない株式の場合には取得原価をもって評価される一方、それ以外の株式については時価をもって評価されることとなる。また、当該出資については、概ね次の3つの表示が考えられる中で、(1)が原則とされている（金融商品実務指針第308項）。

<sup>1</sup> 金融商品実務指針第308項では、投資事業有限責任組合についても言及されている。

- (1) 組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益とする。
- (2) 組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する。
- (3) 組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、損益計算書について損益項目の持分割合に相当する額を計上する。

A4. 提案者から提案のあったVCファンドについては、ベンチャー企業に出資することを目的として組成されるファンドである。このファンドの主な構成資産は、今後の上場を期待して出資を行ったベンチャー企業の株式であるが、すでに上場を果たした企業の株式も含まれていると考えられる。こうしたファンドは提案者が示した投資事業有限責任組合の形態を採るもののか、任意組合や匿名組合の形態を採るものもあると考えられる。

A5. これらのファンドへの投資が組合等への出資に該当する場合、その投資を会計処理する方法は、当該ファンドへの投資が子会社又は関連会社への投資に該当するか否かで大きく分かれるが、子会社又は関連会社への投資に該当しないケースについては、本別紙A3項のとおり、金融資産に該当する個々の構成資産について金融商品会計基準に従って評価したものが会計処理の基礎とされる<sup>2</sup>。このため、例えば、構成資産が市場価格のない株式とそれ以外の株式のみである場合、実務上は、前者を取得原価（及び一定の場合に相当の減額が行われる）、後者を時価とし、それらの合計としてファンドへの投資の貸借対照表価額が算出されていると考えられる。

以上

---

<sup>2</sup> 子会社又は関連会社への投資に該当する場合は、日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」Q71を参照のこと。